

豊中市自主防災組織等育成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、行政と市民との総合的な防災体制を確立するため、市民の防災意識の高揚と地域の連帯感を育み、災害時において地域が連帯し、自主的な災害応急活動（以下「自主防災活動」という。）の推進に関する必要な事項を定めることにより、「安全、安心、災害に強いまち豊中」の実現に向けて、市民相互が支え合うまちの推進を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 自主防災組織の育成は、市民相互及び市民と行政が連携し、地域の連帯感を育むコミュニティ活動を活性化し、災害時においても、市民相互が助け合い、支え合い、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という風土の醸成を図り、災害発生時には、初期消火、救助又は救出及び行政等の防災活動への協力等、自発的な防災活動を行うための組織づくりを基本とする。

(自主防災活動の単位)

第3条 自主防災活動の単位は、市民の連帯意識、生活環境及び地理的条件等を考慮するとともに、豊中市地域防災計画第1編総則第4章防災ビジョンに定める「防災生活圏」の段階的な構築を目指すものとし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 近隣防災圏として、近隣の人々で構成する自治会又は町内会等（以下「自治会等」という。）及び自主防災活動を目的とした自治会等と同等の組織（以下「自主防災組織」という。）を基礎単位とする。
- (2) 地区防災圏として、おおむね小学校が地区防災拠点に位置付けられており、小学校区等の単位で構成する、自治会等又は自主防災組織の連合組織とする。
- (3) 前号の連合組織については、社会福祉法人豊中市社会福祉協議会、豊中市赤十字奉仕団等の地域団体との連携、協調に努めるものとする。

(自主防災活動の推進)

第4条 自主防災活動の推進は、危機管理課が主担となり、消防局等関係部局と連携し、自治会等に対し積極的に、かつ、くり返し自主防災活動の趣旨を呼びかけるとともに、関係資料及び情報等を提供し、自主的な組織づくり又は活動の推進を図るものとする。

(自主防災の組織化等)

第5条 自主防災活動を自主的に運営するため、自治会等にあっては、自主防災活動に関する項目を自治会等の規約等に定めるものとし、また、自主防災組織にあっては、当該組織にかかる規約を定めるものとする。

- 2 前項の規約等の作成にあたっては、別紙1「自主防災組織標準規約」及び別紙2「自主防災組織運営標準計画書」を参考とするものとする。
- 3 第1項により規約等を定めた組織は、危機管理課に報告するものとし、訓練等の活動計画について調整するものとする。

(技術的助言等)

第6条 自治会等又は自主防災組織が実施する訓練等に対する技術的助言については、消防局が主担となり、危機管理課等と連携し、実施するものとする。

- 2 前項に基づく訓練等により市民等が負った傷害等の補償については、消防局が保険等の事務手続きを行うこととする。

(その他)

第7条 自主防災活動及び自主防災組織の育成に関し、この要綱に定めのない事項については、危機管理課と消防局が協議し、その都度、要綱を改正するものとする。

付 則

この要綱は、平成10年 5月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年 9月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成27年 8月 1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年 5月 1日から実施する。

自主防災組織標準規約
(地区防災圏型の自主防災組織)

※自治会等の近隣型自主防災組織については、既存の自治会等の規約に第1条関係では、できる限り「防災班等の組織」を位置付けるとともに、責任者を定めるものとする。また、第4条の「防災関係事業」を自治会等の事業として位置付けることとする。

(名称)

第1条 この会は、〇 〇 〇 自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神（相互扶助の精神）に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、〇 〇 校区内に居住する者（又は〇〇自治会構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) 幹事若干名
- (4) 会計1名
- (5) 監査役2名

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 幹事は、役員会の構成員となり、会務の運営にあたる。

4 会計は、会の会計業務にあたる。

5 監査役は、会の経理の監査を行う。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置き、会長が招集する。

2 各会議は、過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 各会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) 予算及び決算に関する事。
- (5) その他、総会が特に必要と認めた事。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、第6条の役員によって構成し、会長が議長となる。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべき事。
- (2) 総会により委任された事。
- (3) その他役員会が特に必要と認めた事。

(会費)

第11条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第12条 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第14条 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

附則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。

自主防災組織運営標準計画書
(自治会等の近隣防災圏型自主防災組織)

(目的)

第1条 この計画は、地震等の災害発生時に被害を未然に防止し、または軽減するために、自主防災会が行う防災活動に必要な事項を定めるものとする。

(関係機関の助言及び協調)

第2条 自主防災会は、その防災活動が円滑に推進されるよう、市危機管理課、消防局、その他防災機関と連絡を密にし、随時助言を受けるものとする。

(防災活動)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の防災活動を行う。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 防災訓練
- (3) 出火防止、初期消火
- (4) 情報の収集、伝達
- (5) 救出、救護
- (6) 避難誘導

(平常時の活動)

第4条 防災意識の高揚等のため、平常時に次の活動を行う。

- (1) 各家庭における災害予防活動の推進
 - ① 地震に備えた、家具等の転倒防止対策の推進、ブロック塀等の危険箇所の点検
 - ② 大雨に備えた、側溝や集水桝の清掃、土のう等の事前準備
 - ③ 台風などに備えた、植木、アンテナ等の飛散防止対策
 - ④ 消火器の常備
 - ⑤ その他災害予防対策
- (2) 防災知識の普及

地域住民の防災意識を高揚するため、次の事項について普及を行う。

 - ① 地震、火災、水害等についての知識に関すること
 - ② 各地区周辺の環境に応ずる防災知識に関すること
 - ③ 防災知識及び防災計画に関すること
 - ④ その他防災に関すること
- (3) 訓練の実施

地震等の災害発生時に備えて、情報収集、伝達、消火及び避難等が迅速かつ、的確に行えるようにするため、消防局等の指導を受け次により防災訓練を実施する。

 - ① 個別訓練

個別訓練は、次のとおりとする。

 - ア 消火訓練
消火器取扱い訓練、水バケツリレー訓練等
 - イ 救出救護訓練
三角布を使用した止血法、被覆法、人口呼吸法、心肺蘇生法、傷病者搬送法等の訓練、各種器具の取扱訓練等
 - ウ 避難訓練
避難経路上の危険箇所のチェック、寝たきり老人、一人暮らし老人宅の避

難誘導訓練、避難場所の確認と誘導訓練等

エ 給水給食訓練

飲料水、生活用水、食料の配布訓練等

オ その他必要な訓練

② 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

③ 訓練の回数

訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

④ 防災関係機関の訓練への参加

市及び消防局等防災関係機関が実施する防災訓練には、積極的に参加するとともに、随時指導を受けるものとする。

(3) 出火防止

地震時の火災を防止するため、次の点検を実施する。

① 火気使用設備、器具等の点検

② 危険物品等の点検

③ 木造建物等の点検

④ その他出火防止上の点検